

規制改革の系譜

〈6〉

大量の放射性物質が施設外の環境を汚染することを想定していなかったのだ。

「廃棄物である以上は環境省がやらないと誰もやらない。だが、従来の法体系では処理できない。かなり悩んだ」。事務次官の南川秀樹(62)は思い起こす。

環境省も事故後、同じ問題に直面していた。津波によって大量に発生した災害廃棄物の処理に取り組む中で、放射性物質で汚染されているものを処理するための法体系がないという壁に突き当たった。

環境省も事故後、同じ問題に直面していた。津波によって大量に発生した災害廃棄物の処理に取り組む中で、放射性物質で汚染されているものを処理するための法体系がないという壁に突き当たった。

南川は強調する。「今回の法律はあくまでも福島事故対応。今後のあらゆる事故、放射能汚染に対応する一般法をつくらなければならない」。ただ、この問題は福島事故で初めて明らかになったことではない。

が、政治や省庁間の力学でそうさせてもらえなかった」。近藤は、原子力を推進してきた国が、住民の不安につながりかねない「万が一」の対応を放置してきたとみる。「早くつくっておくべきだった。何か起きてからしか動けないのか」とうつつむ。

自然災害と原子力災害との複合災害への備えも、不十分だった。07年7月16日に東電柏崎刈羽原発が被災した中越沖地震はその警鐘とも言えたが、生かされることはなかった。

国は本県の求めに応じて複合災害対応を検討した。しかし、「起こる可能性は極めて低い」との従来の考えに固執したことも影響し、対策整備には至らなかった。国事故調査委員会が報告書で、国の姿勢を「早期の見直し実現の障害となった」と批判した。

5年前に起きた中越沖地震が発した警告が、現実のものとなった福島事故。国の行き過ぎた原子力推進政策にゆがめられた規制をたださない限り、再発防止にはつながらない。本県が求めた原子力規制委員会設置などを盛り込んだ規制改革関連法の成立は、その一歩にすぎない。

放射能汚染の想定なし

法の不備

3月の東京電力福島第1原発事故時だけでなく、その後の対応にも影を落としている。「放射性物質の除染に関する法整備がないことに気付いた。驚くべきことだった」。

民主党原発事故収束対策プロジェクトチーム座長で元国家戦略相 荒井聡(66)は事故後、党内で除染について議論した際の衝撃を覚えている。

環境基本法には、こう書かれていた。「放射性物質による大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の防止のための措置につ



福島第1原発事故の5カ月後、福島県内の幼稚園で行われた除染作業。この時点では、除染の対応を定めた法律は存在しなかった＝2011年8月10日、福島県南相馬市

環境中に放出された放射性物質による健康、生活環境への影響を減らすことを目的に、2011年8月26日に成立した。環境相が汚染対処の基本方針や基準などを策定する。国と電力会社に「必要な措置を実施する」責務が、自治体には「国の施策に協

放射性物質汚染対処特措法

力する」責務があると定めた。施行から3年後には見直す規定も盛り込まれている。福島第1原発事故が発生した11年3月11日時点では、環境中の放射性物質への対応を定めた法律は存在せず、所管する行政組織も決まっていなかった。

「中越沖」後もリスク軽視

国は本県の求めに応じて複合災害対応を検討した。しかし、「起こる可能性は極めて低い」との従来の考えに固執したことも影響し、対策整備には至らなかった。国事故調査委員会が報告書で、国の姿勢を「早期の見直し実現の障害となった」と批判した。

（敬称略）
＝おわり＝